

第 2 救急支援第一係・救急支援第二係

1 精神科救急情報センターの活動

平成16年1月から、精神科救急情報センターが拡充され、県内の精神保健福祉法第24条通報から法第26条の3の通報・届出までを一括して受理し対応している。

特に法第24条通報においては、24時間体制となっている。

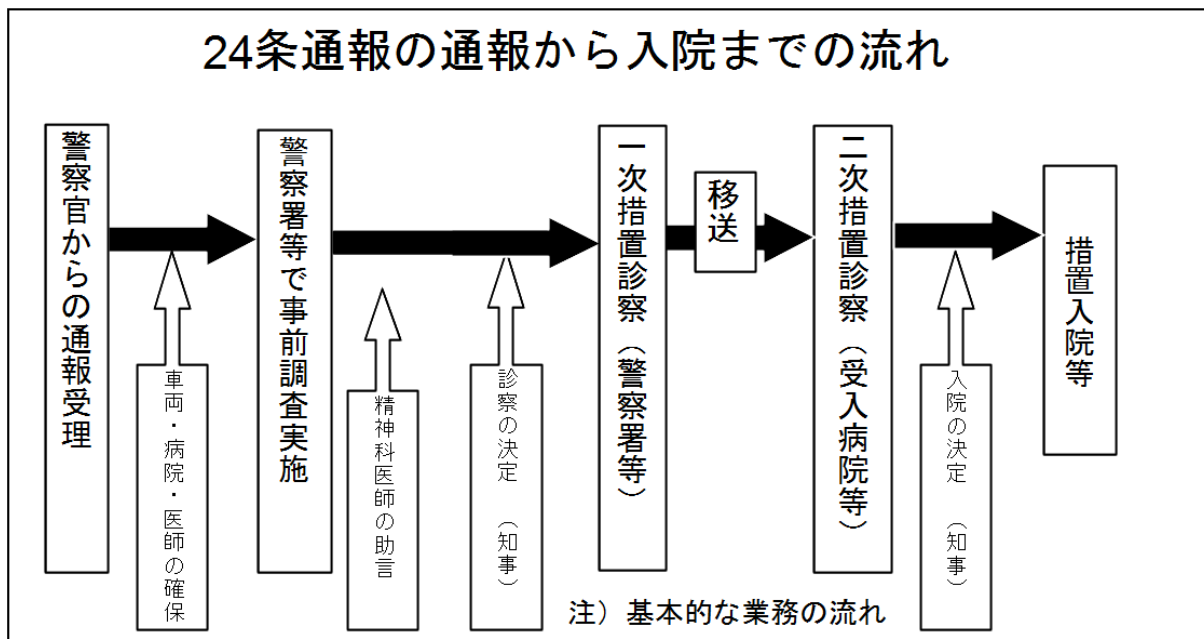
また、通報対象となるような地域の処遇対応困難者に対して、地域生活の安定と再度の通報の予防を目的に、各保健福祉事務所等と連携し地域支援活動として「精神科アウトリーチ活動」を実践し、これまで、生活支援の届かなかった精神障害者に、地域ケアを行うことで、行政サービスの徹底を図っている。

2 精神科救急情報センターの体制

- (1) 24時間体制で職員が通報等に対応する。
- (2) 日中から夜間帯(8:30~22:00)は、24条通報に、保健師1名、事務職員2名が通報のあった警察署等に出向き事前調査を行い、措置診察の要否決定を経て措置診察・立ち会いを実施している。
- (3) 深夜帯(22:00~翌朝8:30)は、職員が通報受理から診察の手配まで電話で対応し、移送は警察官の協力を得て行っている。
- (4) 通報対象者の移送は、県のタクシー協会と委託契約し、委託車両(10人乗りのワゴン車)により行っている。(職員同乗)
- (5) 移送業務については、県立精神医療センター看護師もしくは嘱託警察官OBの計2名の協力を得ている。

3 精神科救急情報センターの主な業務

- (1) 精神障害者の措置入院のための移送業務
 - 1) 通報等の受理
 - 2) 事前調査の実施(警察署等に出向いて面接)
 - 3) 精神科医師の助言
 - 4) 措置診察の精神保健指定医・受け入れ医療機関の確保
 - 5) 措置診察の実施・立ち会い
 - 6) 被通報者の移送(委託車両による)
 - 7) 行政措置の執行



- (2) 精神科アウトリーチ活動の実践
- (3) 精神科救急情報センター事例検討会議

4 精神科救急情報センター業務の実績

(1) 移送業務

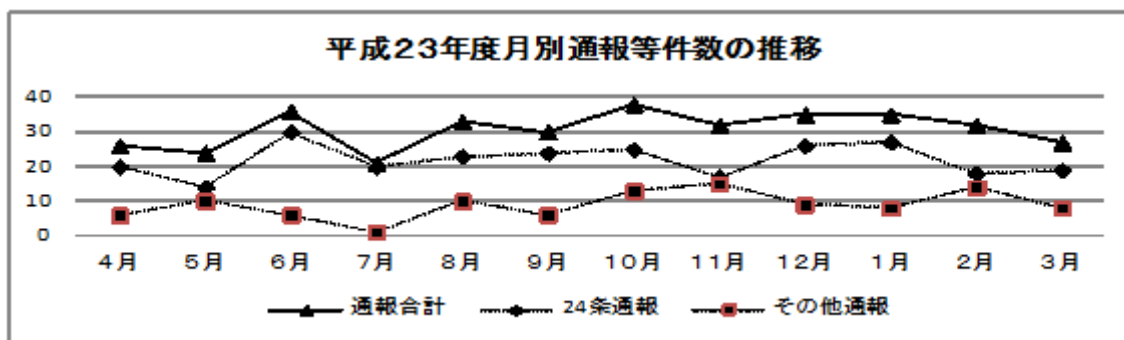
平成23年度は、通報等総数369件のうち、警察官の通報(24条)が最も多く、263件(71.3%)で、次いで、矯正施設の長の通報(26条)が67件(18.2%)、検察官の通報(25条)38件(10.3%)精神科病院の管理者の届出(26条の2)1件(0.3%)の順になっている。一般人の申請(23条)、保護観察所の長の通報(25条の2)及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(26条の3)は0件であった。

申請・通報・届出の時間帯別発生状況 (単位：件数)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
申請・通報 ・届出全体	合 計	307	321	369	
	平 日	日 中	168	155	202
		夜 間	42	48	41
		深 夜	26	30	36
	休 日	日 中	42	47	40
		夜 間	16	22	24
深 夜		13	19	26	
内訳：					
23条	小 計	0	0	0	
	平 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
24条	小 計	220	247	263	
	平 日	日 中	82	81	96
		夜 間	41	48	41
		深 夜	26	30	36
	休 日	日 中	42	47	40
		夜 間	16	22	24
深 夜		13	19	26	
25条	小 計	17	16	38	
	平 日	日 中	16	16	38
		夜 間	1	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
25条の2	小 計	0	0	0	
	平 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
26条	小 計	67	58	67	
	平 日	日 中	67	58	0
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
26条の2	小 計	3	0	1	
	平 日	日 中	3	0	1
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
26条の3	小 計	0	0	0	
	平 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	

注1) 休日とは、土日・祝日法による休日・年末年始の休日

注2) 日中時間帯 8時30分～17時15分
夜間帯 17時15分～22時00分
深夜帯 22時00分～翌朝8時30分



平成23年度申請・通報・届出全数のうち、法第27条第1項の規定による事前調査の結果により、措置診察を実施したものが267件で通報総数369件の72.4%であった。

また、措置診察を実施し措置入院となったものは76件で、緊急措置入院後、診察により措置診察になった30件を合わせると106件となり、全通報件数の28.7%であった。措置診察にて措置不要と判断され医療保護入院となったものは75件で、緊急措置入院後、医療保護入院となった19件と合わせると94件となる。措置診察で措置不要と判断ののち任意入院となったもの2件、入院とならなかったものは65件であった。

入院病院は、入院した総数202件のうち、県立精神医療センターへの入院が、146件(72.3%)、その他の病院は56件(27.7%)であった。(措置後診察等により入院不要となった10件を除く。)

措置診察の実施状況及び措置診察の結果

(単位：件数)

区 分			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
			24条	その他	小計	24条	その他	小計	24条	その他	小計
措置診察実施	措置入院	県立病院	52	13	65	45	8	53	43	11	54
		民間病院	31	3	34	25	4	29	40	12	52
		小計	83	16	99	70	12	82	83	23	106
	医療保護入院	県立病院	67	2	69	79	3	82	87	3	90
		民間病院	3	0	3	6	1	7	3	1	4
		小計	70	2	72	85	4	89	90	4	94
	任意入院	県立病院	0	0	0	1	0	1	2	0	2
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	1	0	1	2	0	2
	応急入院	県立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入院計	県立病院	119	15	134	125	11	136	132	14	146
		民間病院	34	3	37	31	5	36	43	13	56
小計		153	18	171	156	16	172	175	27	202	
帰宅・その他		49	5	54	51	3	54	59	6	65	
計		202	23	225	207	19	226	234	33	267	
措置診察不実施			18	64	82	40	55	95	29	73	102
合計			220	87	307	247	74	321	263	106	369

2 4 条通報年度別通報等の疾患診断（ICD-10）分類

（単位：件数）

	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	その他	計
平成20年度	10	24	88	20	20	1	21	9	6	1	3	12	215
平成21年度	14	13	110	17	14	1	24	13	6	1	1	12	220
平成22年度	19	25	98	12	24	1	9	7	9	3	0	40	247
平成23年度	21	23	111	17	37	0	10	2	11	0	0	31	263

（注）各コード内容

F0 器質性精神障害

F1 精神作用物質使用による精神障害

F2 統合失調症・妄想性障害

F3 気分（感情）障害

F4 神経症スリ関連身体表現障害

F5 生理的障害等に起因する行動症候群

F6 人格障害

F7 精神遅滞

F8 心理発達障害

F9 小児・青年期障害及び特定不能の障害

G40 てんかん

その他 不明

2 4 条通報となった自傷他害行為の内容

（単位：件数）

	自傷	他 害								その他	計
		家族内				家族外					
		迷惑	物損	暴力	傷害	迷惑	物損	暴力	傷害		
平成20年度	27	18	37	42	3	59	15	14	0	0	215
平成21年度	35	27	16	36	2	76	17	11	0	0	220
平成22年度	25	21	13	52	6	99	15	15	1	0	247
平成23年度	58	34	25	57	6	71	10	2	0	0	263

（注1）自傷他害行為が複数の場合は、主たるもので計上した。

（注2）自傷は、自傷行為や徘徊及び異常体験により警察署に助けを求めたもの。

（注3）他害行為は、概ね同居している親族（内縁も含む）を家族内、それ以外を家族外とした。

（注4）迷惑行為は、暴言・威嚇など人に直接触れないもの、あるいは対物暴力で物の破損に至らないもの、特定の人に「死んでやる。」と言う場合等とした。

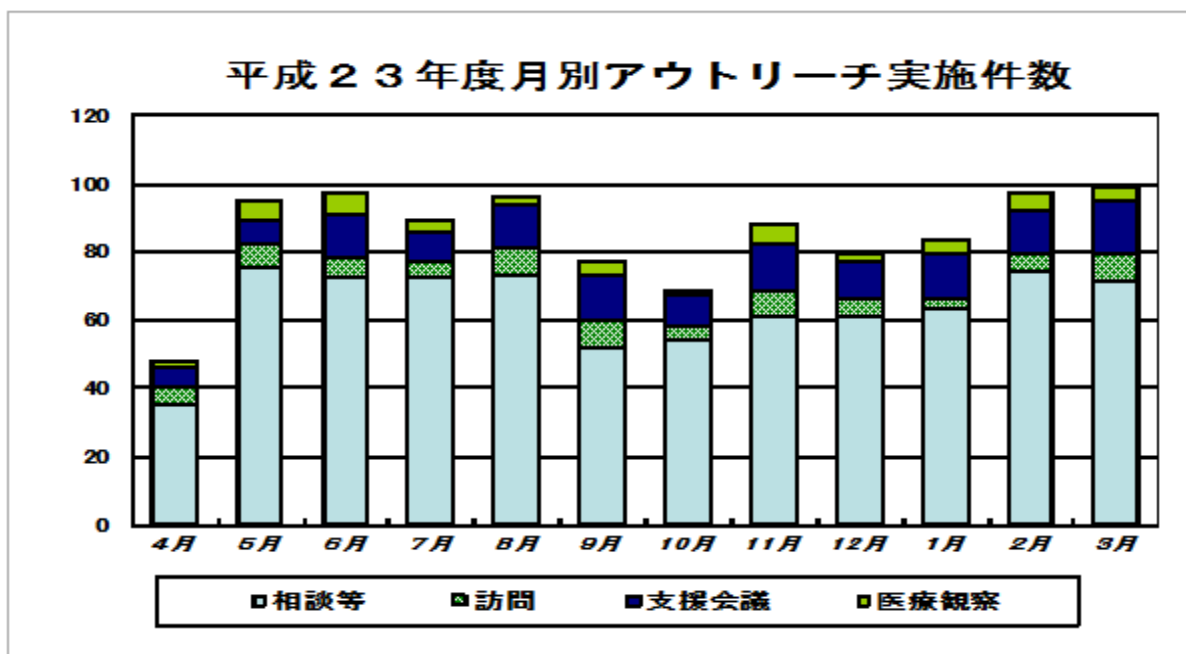
（注5）暴力行為のうち、概ね治療が必要な程度の負傷があったものを傷害とした。

（注6）通報時の自傷他害行為が複数の場合は、他害行為を自傷に優先し、対他人を対家族に優先させ、傷害、暴力、物損、迷惑行為の順に優先した。

(2) 精神科アウトリーチ活動 (相談・訪問・支援会議・医療観察法)
 年度別活動件数 (平成14～23年度)

年 度	相談等	訪 問	支援会議	医療観察法
平成14年度	159	14	-	-
平成15年度(～1/18)	117	26	25	-
平成15年度(1/19～)	275	34	13	-
平成16年度	1,828	161	203	-
平成17年度	1,212	110	144	-
平成18年度	909	135	165	-
平成19年度	1,584	138	190	29
平成20年度	1,322	83	145	21
平成21年度	674	71	126	35
平成22年度	598	74	135	41
平成23年度	763	71	137	45

平成16.1.19から、現行の精神科救急情報センターが稼働



(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

【 目 的 】 救急情報センターにおける精神科救急業務及び精神科アウトリーチ活動で、問題解決のために関係機関との調整及び協力が必要と考えられる事例を、関係機関と検討することで、精神科救急システムの充実を図る。

【構成員】 群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学教授、精神科病院長の代表（4病院）、検事、弁護士、県警本部生活安全企画課、市町村代表、消防署、県立精神医療センター院長、保健福祉事務所代表、群馬県庁保健師会代表、障害政策課（課長・精神保健室長）、精神科救急情報センター（所長・主監） 計19人

【開催内容】 隔月開催（原則）

	開催日	事例の内容
第1回	5月31日	24条通報による移送後、緊急措置診察を実施した当日に、重篤な腎臓疾患により他の医療機関に入院した事例
第2回	7月26日	アウトリーチ活動による支援を続けていたが、他害のおそれのある行動により24条通報され医療に結びついた事例
第3回	9月27日	アウトリーチ活動の一環として支援会議及び訪問指導を行い、病状悪化時に奏功した事例
第4回	12月6日	虚偽通報等により、25条及び26条通報が繰り返されたが、事前調査の結果、措置診察の必要性が認められなかった事例
第5回	3月6日	過去2年程の間に5回の24条通報が繰り返された事例

（4）その他（関係機関との連絡調整会議等）

1）医療機関（県立精神医療センター）との調整会議

【目的】 安全で円滑な移送業務の推進を図るため、県内精神科三次救急の受け入れ先であり移送の協力をいただいている県立精神医療センター関係職員及び障害政策課精神保健室関係職員と、移送業務全般について協議する。

【開催内容】

	開催日	主な議題
第1回	10月21日	<p>【精神障害者移送業務等連絡会議】</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度上期通報等実績 ・21時以降の移送看護師の出動状況 ・移送業務の事故等一覧 <p>協議事項</p> <p>移送業務関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ疑い患者への対応について ・他病院がスーパー救急病棟を持った場合の移送体制について ・移送車の事故等についての対応について 等

2）精神科救急業務検討会

【目的】 県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図る。

【出席者】 精神科病院地域精神保健福祉担当職員

障害政策課精神保健室関係職員

【開催内容】

	開催日	主 な 議 題
第 1 回	6月29日	業務説明 群馬県精神科救急情報センター業務について ・アウトリーチ活動 ・業務の実際 情報及び意見交換
第 2 回	2月2日	・群馬県精神科救急情報センター業務実績について ・措置入院に関する手続きについて ・精神保健福祉士の活動について意見交換

(5) 精神科救急情報センター新任者研修

業務の円滑な推進を図ることを目的に、異動により配属された職員を対象に研修を実施した。

【開催内容】

内 容	日 程	対 象 者
こころの健康センター業務、勤務体制	4月 4日	平成23年度 新規配属職員(6人)
精神科救急情報センター業務 安全管理指針、マニュアル 精神疾患の理解	4月 5日	
通報・移送業務に関する疑問点とその対応 重複通報時の普通タクシー利用	9月 2日	

(6) 精神科救急情報センター嘱託職員研修

救急業務の円滑な推進を図ることを目的に、嘱託職員を対象に研修を実施した。

【開催内容】

内 容	日 程	対 象 者
通報業務に関する疑問点とその対応 準夜帯の重複通報時の対応	8月23日 ~26日	救急業務に従事する嘱託職員(7人)

5 精神障害者保健福祉手帳

手帳交付申請のうち、診断書を添付して申請があったものについては月2回診断書を審査し、年金証書を添付して申請があったものについては、障害の種別・等級を年金事務所等に照会し、適当と認められるものについて手帳を交付した。

(単位：件)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申請		2,902	2,916	3,691	3,650	3,979
承認		2,880	2,885	3,648	3,621	3,955
承認内訳	1級	1,303	1,393	1,728	1,713	1,784
	2級	1,214	1,165	1,513	1,483	1,708
	3級	363	327	407	425	463
不承認		22	31	43	29	24
年度末時点の手帳保有者数 (診断書+年金証書)		5,316	5,732	6,249	6,825	6,977

6 自立支援医療費(精神通院医療)

自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定申請について、月2回、申請書等を審査し、適当と認められるものについて、自立支援医療受給者証(精神通院)を交付した。

(単位：件)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申請		13,853	15,678	16,929	18,095	18,717
認定		13,848	15,676	16,927	18,094	18,715
内訳	新規	2,413	2,473	3,115	3,193	2,975
	継続	9,784	11,096	12,194	12,620	13,633
	変更	1,651	2,107	1,618	2,281	2,107
不認定		5	2	2	1	2
年度末時点の認定者数		12,210	13,128	14,301	15,586	16,491